

改正	平成11年4月1日	平成13年4月1日
	平成17年7月1日	平成22年4月1日
	平成25年6月6日	令和7年7月6日

(目的)

第1条 この基準は、「倫理委員会規程」に基づいて本会病院における倫理委員会（以下「委員会」という。）の運営細目を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を図るため、次に掲げる事項を倫理的観点から審議・審査する。

- (1) 輸血に関すること
 - (2) 生殖医療に関すること
 - (3) 末期患者の治療に関すること
 - (4) 告知に関すること
 - (5) 臨床研究に関すること
 - (6) その他委員会が必要と認めた医療行為全般に係る患者の基本的権利の擁護に関すること
- 附則；治験の倫理審査は治験審査委員会規程の定めに従うものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 副理事長
 - 2 副院長
 - 3 事務部長
 - 4 診療部統括部長
 - 5 看護部長
 - 6 医療技術部長
 - 7 診療部長（若干名）
 - 8 その他委員会が必要と認めた学識経験者（若干名）
- ② 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前項7号の委員の任期は、当該事案の審査終了の日までとする。

(委員長)

第4条 委員会は、委員長および副委員長各1名を互選する。

- ② 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- ③ 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議の招集・開催)

第5条 委員長は、医師等から実施計画の申請があった場合は、速やかに会議を招集する。

- ② 会議は、委員の過半数の出席により開催する。

(小委員会)

第6条 委員会は、申請された実施計画について調査検討するため、小委員会を置くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

(審査申請手続および判定通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書（別紙様式第1）を委員長に提出しなければならない。

- ② 委員会の判定結果は、審査結果通知書（別紙様式第2）により通知しなければならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務管理課において処理する。

附 則

この基準は、令和7年7月6日から改正実施する。

別紙様式第1

別紙様式第2